

- 参加対象者
西川町、巻町、岩室村、吉田町、弥彦村、分水町、燕市の都市計画区域に在住する住民
- 開催日時
9月8日(月)〈受付〉午後6時30分〈説明会〉午後7時～8時30分



- 会場
巻町保健センター
巻町大字巻甲4363番地
☎72-7100
- 説明内容
(1)都市計画の基本的な話 (2)新潟県都市計画区域マスタープランの概要説明
(3)質疑応答

- 募集先
郵送、FAXまたは電子メールで、住所、氏名、電話番号を明記のうえ、以下の申込先にお申し込みください。(様式は問いません)

- 募集定員
100名 ※ただし、参加申込は先着順とし、定員になり次第募集を締め切ります。定員を超え参加をお断りする場合は、県より御連絡いたします。

- 募集申込期間
8月19日(火)から9月2日(火)まで。(必着)
- 案の配布時期及び配布場所
【配布時期】8月上旬(予定)から、以下の場所で配布予定。
【配布場所】ホームページ(県土木部都市局都市政策課)・新潟県土木部都市局都市政策課内(県庁行政庁舎6階)・巻地域振興事務所内・巻土木事務所内・岩室村企画調整課内

お問い合わせ
◆新潟県土木部都市局都市政策課都市計画係
◆(住所) 〒950-8570 新潟市新光町4番地1
◆(電話) 025-285-5511 [内線3332]
025-280-5429 [直通]
◆(FAX) 025-285-0624
◆(Eメール) t1600107@mail.pref.niigata.jp

主催：新潟県

新潟県「都市計画区域マスタープラン」住民説明会参加者募集のお知らせ

平成12年の都市計画法の改正により、新潟県は平成16年5月までに新潟県内の全ての都市計画区域(全44区域)の整備、開発及び保全の方針(＝都市計画区域マスタープラン)を策定することになりました。

都市計画区域マスタープランは、都市計画の目標、主要な都市計画の決定方針等、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。このたび都市計画区域マスタープランの素案ができましたので、その概要について説明会をおして住民の皆さんから知っていただき、また意見を求めるため開催するものです。

＝ 快適で健康的な住宅で暮らすために ＝ シックハウス対策のため、建築基準法が改正されました。 7月1日施行

シックハウスの原因となる科学物質の室内濃度を下げるため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院等、全ての建築物の居室となります。

改正建築基準法に基づくシックハウス対策の概略

1)ホルムアルデヒド対策

ホルムアルデヒドは刺激性のある気体で、木質建材などに使われています。3つの全ての対策が必要となります。

【対策1】内装仕上げの制限
内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材に、表1のような制限が行われます。

表1

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの発生	JIS、JASなどの表示記号	内装仕上げの制限
第3種ホルムアルデヒド発散抑制剤	少ない	F☆☆☆☆	使用面積が制限される
第2種ホルムアルデヒド発散抑制剤	少ない	F☆☆☆	使用面積が制限される
第1種ホルムアルデヒド発散抑制剤	少ない	F☆☆	使用面積が制限される
発散抑制剤不使用	多い	表示なし	使用禁止

【対策2】換気設備設置の義務付け
ホルムアルデヒドを発生する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置が義務付けられます。

2)クロルピリホス対策

クロルピリホスは有機リン系のシロアリ駆除剤です。居室を有する建築物には使用が禁止されます。

シックハウス症候群とは?

新築やリフォームした住宅に入居した人の、目はチカチカする、のどが痛い、めまいや吐き気、頭痛がする、などの「シックハウス症候群」が問題になっています。その原因の一部は、建材や家具、日用品などから発散するホルムアルデヒドやトルエンなどの揮発性の有機化合物と考えられています。「シックハウス症候群」についてはまだ解明されていない部分もありますが、科学物質の濃度の高い空間に長期間暮らしていると健康に有害な影響が出る恐れがあります。

表2

①建材による制限	天井裏などに第1種、第2種のホルムアルデヒド発散抑制剤を使用しない(F☆☆☆☆以上とする)
②気密性、通気止めによる制限	気密性又は通気止めを設けて天井裏などと居室とを区画する
③換気設備による制限	換気設備を居室に加えて天井裏なども換気できるものとする

- 建築基準法シックハウス対策の詳細はホームページをご覧ください
- 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>
- 改正建築基準法に基づくシックハウス対策コーナー <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sick.html>

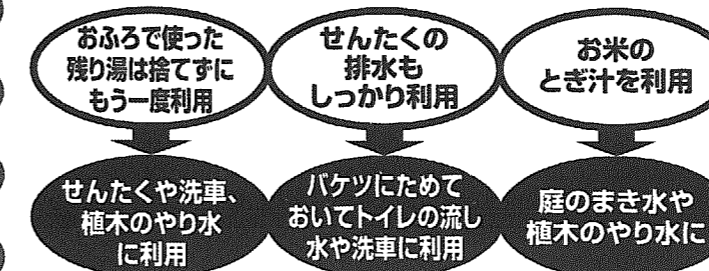


川や海をきれいにするため

- 生ゴミをすてる三角コーナーに水切りぶくろをつける
- 食後の皿についているソースやドレッシングは、キッチンペーパーなどでふきとってから洗う
- 食用油はそのまま流さない
- 洗剤、シャンプー、歯みがき粉を使う量はほどほどに

家庭でもやってみよう「節水のリサイクル」

一度使った水も工夫することでもう一度使えます。家族みんなで話し合っ、実行してみませんか。



水を守る “節水だけでなく汚さないことも大切”

飲み水はもちろん、洗濯、風呂、台所、トイレ... 私たちはあらゆる場面で水を使っています。蛇口をひねればあたり前のように出てくる“水”。水源である河川、湖沼への水の汚染は進み、私たちの暮らしをおびやかすものとなってしまいました。子どもたちが健やかに育つ美しい水環境を守るため、もう一度“水”について真剣に考えるときを迎えているのです。

8月1日は「水の日」 8月7日は「水の週間」です。

① 鑑湯クリーンセンター 施設見学会 ② 紙すき講習会

と き：8月10日(日) 午前9時～12時まで
と ころ：鑑湯クリーンセンター
募集対象：【施設見学】構成町村民の方ならどなたでも(小学生以下は保護者同伴)
【紙すき】構成町村民で小学生4年生以上(小学生は保護者同伴)
募集人数：【施設見学】30名
【紙すき】10名(申し込み多数の場合は抽選を行います)
締 切：8月4日(月)
参加費：無 料
※紙すき参加者は、落ち葉、色紙など持参いただければハガキにお好きな模様を入れることができます。

〈お申し込み先〉
鑑湯クリーンセンター
☎ 76-2831

生ごみ処理器 購入助成

生ごみの減量化・資源化を目的とする生ごみ処理器購入助成。5月に引き続き、今回第2回目の募集を行います。

【生ごみ処理器】
補助率：1/2 (ただし助成限度額は40,000円)
限定数：10台 (1世帯につき1台とします)
※数を越えた場合は、抽選となります。ご了承ください。

—— 手続き方法 ——
申込期間：8月18日(月)～8月26日(火)
※期間を過ぎた場合は、一切受付いたしません。ご了承ください。
申込方法：必ず役場福祉保健課窓口でお申し込みください。(間瀬地区の方は、「やすら木」でもお申し込みいただけます)
※電話でのお申し込みは受付できません。

〈お問い合わせ先〉
岩室村福祉保健課 生活環境係
☎ 82-5714

「計画外流通米」の販売には届出が必要です。

生産者が、消費者や販売業者などに直接「お米」を販売する場合は、食糧法によりあらかじめ北陸農政局新潟農政事務所へ届出することになっています。この届出は、お米の流通量や流通実態を把握するために必要なものなので、必ず届出をしてください。届出用紙は、各JA・市町村等の窓口にありますのでご協力をお願いいたします。郵便やFAXによる届出も受付けています。なお、不明な点は下記へお問い合わせください。

〈届出・お問い合わせ先〉
北陸農政局新潟農政事務所地域第三課
所在地：燕市井土巻4丁目97-1(燕庁舎)
☎ 0256-61-6013
FAX.0256-61-6016